

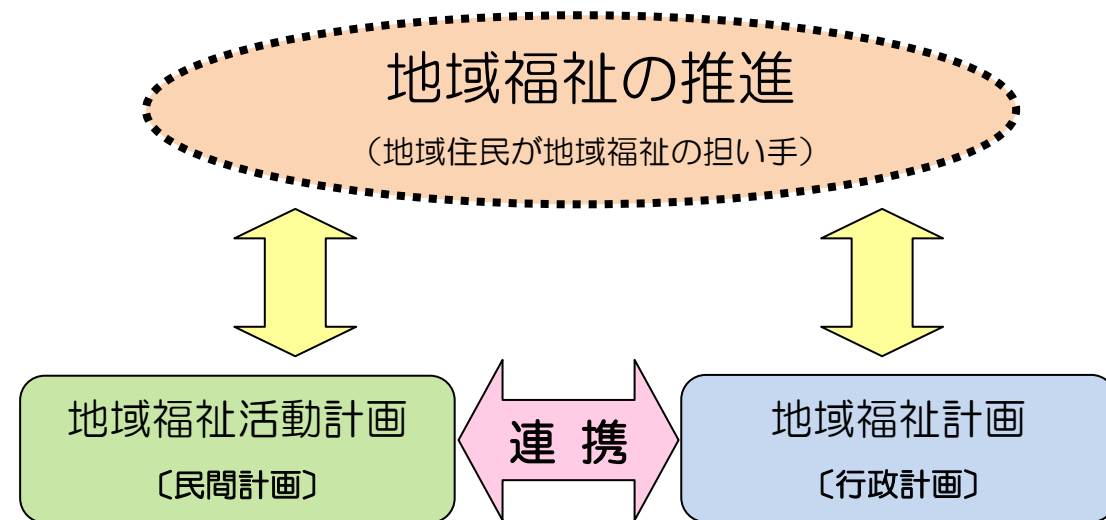
地域福祉活動計画と地域福祉計画との関係

地域福祉活動計画を社会福祉協議会を中心とした市民（民間）活動計画として、また、地域福祉計画を行政計画として、地域で一体となる地域福祉の推進を目指すものであると考えると、両計画は「車の両輪」となる計画で、相互に連携することが重要です。

地域福祉活動計画は、地域社会の中で、諸問題の把握、諸問題への解決策の組み立て、社会資源のさらなる活用によって、地域福祉活動を推進していくための民間レベルの自発的な「活動計画」であり、「行動計画」となります。

地域福祉計画は、地域社会の中で、保健・福祉・医療等、行政レベルの公発的な「行政計画」となり、地域福祉活動を推進していくためには、相互の連携による目標達成への協働活動と考えられます。

地域福祉活動計画と地域福祉計画の関係図



地域福祉活動計画の計画期間

第3期地域福祉活動計画の計画期間は、平成29年度から平成33年度までの5年間とします。なお、社会情勢、制度の改正、市民ニーズの変化などに柔軟に対応するため、必要に応じて計画の見直しを行うこととします。

発行：平成29年6月

編集・発行：社会福祉法人 栗原市社会福祉協議会

〒987-2252 宮城県栗原市築館薬師三丁目6番2号

電話：0228-23-8070

FAX：0228-22-6012

ホームページ：<http://kurihara-sfk.jp/>

栗原市地域福祉活動計画〔第3期〕

【概要版】

「共に支え 共に助け合い 共に生きる」地域の創造



地域福祉活動計画について

「地域福祉」には、一人ひとりがふだんの暮らしの中でしあわせを感じることができる地域をつくっていきこうという意味が込められています。

地域福祉を推進するためには、地域住民、民間福祉団体、事業者、そして行政と連携協働しながら地域力を高め“地域づくり”を進めていくことが重要となります。

本計画は、「共に支え、共に助け合い、共に生きる」地域の創造を基本理念に、地域住民の自主的・主体的な参加のもとに「住民参加型の福祉社会づくり」を推進し、地域の人と人の絆を大切にし、「福祉の心」の醸成を図り、住み慣れた地域社会で「誰もが安心してしあわせに暮らせる地域づくり」を目的として計画しています。

地域福祉の推進にあたって

本会では、合併前の旧町村を単位に「支部」、行政区を単位に「地区社会福祉協議会」を設置し10年以上の時間をかけて小地域での支え合いの活動を推進してまいりました。

支部と地区社会福祉協議会を中心に、地域住民、民間福祉団体、事業者等のさまざまな活動主体と連携協働して、地域の実情に応じた地域福祉の推進に取り組みます。

社会福祉法人 栗原市社会福祉協議会

基本理念

「共に支え、共に助け合い、共に生きる」地域の創造

基本目標1 誰でも参加できる身近な地域づくり

基本計画1-1 地域福祉の醸成

市民の地域福祉に関する理解を促し、小地域単位でのコミュニティづくりの充実や住民同士のつながり、多様な交流機会づくりを行っていくために、次の事業展開を図っていくものとします。

①福祉意識の醸成

- 広報活動（社協だより、支所だより、ホームページ 等）
- 地域住民による活動（支部活動、地区社協活動、地域支援事業 等）

②福祉教育等の推進

- 福祉教育（福祉教育学習推進事業、キャップハンディ体験学習 等）

③多様な交流機会づくり

- 地域住民による活動（支部活動、地区社協活動 等）

基本計画1-2 地域活動の推進

地域の行事や活動への関心を高め、誰でも参加できる身近な地域づくりのために、活動の担い手と人材育成、地域における支え合い活動を推進し、次の事業展開を図っていくものとします。

①活動の担い手・団体の育成・支援

- 担い手の育成支援（支部委員全体研修会、技術養成ボランティアスクール 等）
- ボランティア活動の支援（ボランティアセンター運営 等）

②地域における支え合い活動の推進

- 地域住民による活動（支部活動、地区社協活動、防災まっふ作成事業 等）

③健康・生きがい活動の推進

- 地域住民による活動（支部活動、地区社協活動 等）
- 職員出前講座事業

基本目標2 相談援助など地域福祉活動の仕組みづくり

基本計画2-1 利用しやすい環境づくり

誰もが住み慣れた地域で安心して生活していくため、適切なサービスにつなげていく情報提供と体制の充実・強化を図り、次の事業展開を図っていくものとします。

①情報提供体制の充実

- 広報活動（社協だより、支所だより、ホームページ、地域福祉活動啓発DVD作成・配布、朗読テープ貸出事業、ボランティアセンター運営 等）

②相談体制の強化

- 総合相談事業

基本計画2-2 自立に向けたサービス利用等の推進

住民や地域が抱える福祉課題は多様化・複雑化しており、問題解決のためには、幅広い分野での連携が必要であり、円滑なサービス利用の支援と包括的な支援を行うため、次の事業展開を図っていくものとします。

①円滑なサービス利用・提供支援

- 相談員研修会（総合相談事業相談員研修会 等）

②権利擁護の利用促進

- 地域住民による活動（地区社協活動 等）
- 日常生活自立支援事業（栗原地域福祉サポートセンター【県社協受託事業】）

③地域での自立支援の促進

- 総合相談事業
- 貸付事業（生活福祉資金貸付事業【県社協受託事業】、生活安定資金貸付事業 等）
- 介護保険事業、障害福祉サービス事業

基本目標3 安心して暮らせる福祉のまちづくり

基本計画3-1 小地域でのコミュニティづくりの充実

誰もが住み慣れた地域で安心して暮らしていけるよう、関係機関との連携強化と小地域でのネットワークを充実し、さまざまな活動主体がつながることで、安心して暮らせる福祉のまちづくりのために、次の事業展開を図っていくものとします。

①保健・医療・福祉の連携強化

- 保健・医療・福祉の連携強化

②地域福祉ネットワークの充実

- 地域福祉ネットワークの充実（支部活動、地区社協活動、防災まっふ作成事業 等）

基本計画3-2 安心して暮らせる福祉のまちづくりの推進

誰もが住み慣れた地域で安心して暮らしていくための仕組みづくりや、「助け合い、支え合い」の機能・体制を強化するために、次の事業展開を図っていくものとします。

①福祉環境の整備

- 福祉送迎サービス

②防災・防犯・生活安全対策の推進

- 防災・減災に関する取組み（防災まっふ作成事業、防災減災運動会事業【東北福祉大学との共催】、災害ボランティアセンター研修会、災害ボランティアセンター設置運営訓練 等）

基本目標4 地域福祉推進のための基盤づくり

基本計画4-1 関係機関・団体等と連携協働した地域福祉の推進

本会が中心となって実施する事務事業は、地域福祉の推進を目指すものであり、地域住民、民間福祉団体、事業者、行政と相互の連携による目標達成への協働活動について、次の事業展開を図っていくものとします。

①行政、福祉団体との連携強化

- 信頼関係の構築（地域福祉ネットワーク会議、地域懇談会、行政との連絡調整会議 等）

②支部、地区社会福祉協議会への活動支援

- 活動支援の推進（支部長会議、地区社協会長会議、福祉ニーズ調査活動、支部活動費交付事業、地域支援事業活動費交付事業、地区社協活動費交付事業 等）

③ボランティア活動の活性化と人材の育成

- 活性化と担い手育成（ボランティアセンター運営委員会、ボランティア研修会、ボランティアセンター訓練、地区単位での災害ボランティア訓練、ボランティア交流会、担い手拡大事業 等）

基本計画4-2 自主財源の確保と経営改革、組織体制の強化

地域福祉事業を広く展開するためには、効果的・効率的な事業運営を行い、自主財源の確保と地域福祉ニーズに即した組織構築や人材育成を行っていくことが重要であり、次の事業展開を図っていくものとします。

①自主財源の確保

- 会員加入、共同募金運動の推進
- 補助金、受託金の確保（市補助金、受託事業 等）
- 介護保険事業、障害福祉サービス事業

②経営改革と組織体制の強化

- 経営改革と組織体制の強化（役職員研修会、職員研修、所内研修、資格取得 等）